④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　当該工種について、中日本高速道路株式会社での令和３・４年度における各年度の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑾　主要機器等

①　本工事における主要機器とは、ＥＴＣ統括制御設備をいう。

②　本工事で設置する主要機器の製造予定業者について、平成20年度以降に下記に示す納入実績を有すること。

高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備のうち、料金所サーバ又は車線サーバ

③　主要機器の保守技術支援体制が有ること。

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　技術評価項目及び技術評価指標、配点

①　総合的なコストに関する事項（保証条件等）

無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。

対象は主要機器とする。

配点の算出方法は以下のとおり。

（無償修理保証期間×１）＋（保守部品の供給保証期間×１）

【無償修理保証期間】（※１）

本工事がしゅん功（完了）認定された日からの無償修理保証期間（年単位）を整数値で記述する。

【保守部品の供給保証期間】（※２）

保守部品の供給保証期間は、本工事がしゅん功（完了）認定された日からの期間（無償修理保証期間提案年以上。ただし、９年を上限とする。）を整数値で記述する。

「項目別配点」最高の評価数値を提案した者を20点、最低の評価数値（０年）を０点とし、その他の提案については、提案値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し小数第２位とする）を付与する。

最高20点～最低０点

②　工事目的物の性能・機能に関する事項（保守体制）

派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間を数値方式で評価。

対象は主要機器とする。

保守拠点までの派遣に要する移動時間を整数値で記述する。移動時間の算出にあたり、一般道は40㎞／ｈ、高速道路は80㎞／ｈ、その他都市高速等の自専道は60㎞／ｈで算出するものとする。

保守拠点：八王子支社

「項目別配点」最高の評価数値を提案した者を10点、最低の評価数値を提案した者を０点とし、その他の提案については、提案値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し小数第２位とする）を付与する。

最高10点～最低０点

③　工事目的物の性能・機能に関する事項（性能、機能の向上）

ソフトウェアの初期性能の信頼性、安定性の向上に資する具体的な提案を評価。

対象は主要機器とする。

提案については、優、良上、良、良下、可、不採用で判定評価。

なお、提案は１項目とする。

「項目別配点」優：30点
良上：22.5点
良：15点
良下：7.5点
可：０点
不採用：０点

④　工事目的物の品質管理に関する事項（品質管理・品質向上の工夫）

設計図書に示す機器の品質向上に向けた製造段階における品質管理に関する具体的な提案を評価。

対象は主要機器とする。

提案については、優、良上、良、良下、可、不採用で判定評価。

なお、提案は１項目とする。

「項目別配点」優：20点
良上：15点
良：10点
良下：５点
可：０点
不採用：０点

⑤　施工計画（施工管理）

試験調整作業における既存設備への影響（システム停止等）の縮減や現場施工上の創意工夫に関する具体的な提案を評価。

対象は主要機器とする。

提案については、優、良上、良、良下、可、不採用で判定評価。

なお、提案は１項目とする。

「項目別配点」優：20点
良上：15点
良：10点
良下：５点
可：０点
不採用：０点

※１　求める製品保証の内容

・下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理

●保証対象外

・使用上の誤り、製品及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没等）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧等による故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合
・各部の通常の使用による汚れ

※２　入札説明書に示す【提案における制限】を超える提案には、本項目の全提案に対し点数を付与しない。なお、技術提案書枠外に記載の注意事項を遵守すること。守られていない場合、その提案は不採用とする。

「評価指標」

優：標準案に比べ、非常に優れていると認められる内容のもの。

良上：「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良：標準案に比べ、優れていると認められる内容のもの。

良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可：標準案又は標準案と同等であるもの。

⑶　責任の所在

１）当社が技術提案を適正と認め採用された場合でも、当該技術提案に係る工事目的物の性能、機能及び品質等については、受注者が保証するものとする。

２）受注者は、当該技術提案に係る部分において、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

３）技術提案に関する契約不適合の取扱いは、設計図書等に示す契約不適合責任条項を適用する。